

**I 平成25年度、29年度及び平成30年度  
包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況**

**1 平成25年度**

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
公有財産等に係る事務の 執行	知事部局	25	24	0	1

**2 平成29年度**

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
水道事業及び下水道事業 に係る財務事務の執行及 び事業の管理	知事部局	13	10	2	1

※知事から令和元年11月22日付け行第120号で通知があったもの

**3 平成30年度**

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
林業施策に関する財務事 務の執行及び事業の管理	知事部局	9	—	7	2

※知事から令和元年11月22日付け行第121号で通知があったもの

## II 監査結果（指摘）に基づき講じた措置

### 1 平成29年度（テーマ：水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理）

#### 公益財団法人岐阜県浄水事業公社（所管課：下水道課）

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
人件費について	134	【常勤役員分の賞与引当金の計上もれ】 常勤役員分の期末手当は、公社の規程及び実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、賞与引当金の算定対象に含めることが必要である。	職員分のみ賞与引当金の算定対象としていた公社規程を平成 30 年 5 月に改正し、平成 30 年度 3 月補正から常勤役員分の期末手当を賞与引当金の算定対象に含めて予算計上した。
	136	【賞与引当金の算定過程】 賞与引当金の算定に当たっては、当該年度決算日時点において把握している昇給やベースアップなどを反映して支給見込額を算定し、基礎データとする必要がある。	平成 30 年度から賞与引当金の算定は、当該年度決算日時点の昇給やベースアップなどを反映して支給見込額の予算計上を行い、決算日時点で再算定を行った。

### 2 平成30年度（テーマ：林業施策に関する財務事務の執行及び事業の管理）

#### 林政課

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
100年の森林づくり計画策定事業	55	【平成 29 年度施策の実施状況報告書に記載された数値の誤りについて】 「森林配置計画の策定状況」の市町村森林整備計画反映面積に数値誤りが存在していた。これを確認する体制を整備し、実施状況報告書には正しい数値を記載する必要がある。	数値の誤りについて、令和元年 5 月に県議会へ修正報告した。 今後は市町村から提出のあった数値の正確さ等について、農林事務所を含め課・室内で精査することとする。

#### 森林研究所

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
研究課題に対する評価	70	【研究結果に対する事後評価について】 平成 27 年度終了のプロジェクト研究課題及び重点研究課題について、林政部長による事後評価が行われていなかった。担当者が網羅的に森林研究所から資料等を受領したことを確認する内部統制及び事後評価が適切に行われたかを確認する内部統制を整備する必要がある。	平成 31 年 3 月に平成 27 年度終了のプロジェクト研究課題及び重点研究課題について、林政部長による事後評価を行った。また、資料の提出及び受理の失念を防ぐため、研究課題一覧表に事後評価実施年度を明記するとともに、関

			係資料を提出する際は、研究課題一覧表を3年分（前年度、当年度、次年度）添付するよう運用を見直した。
--	--	--	---

### 県産材流通課

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
林業・木材産業改善資金貸付金	102	<p><b>【滞納時の手続の未整備について】</b>  当該制度の貸付けに係るルールとして岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則及び同要領を定めている。償還金が滞納された場合の対応方法については『貸付金管理ガイドライン』が定められているが、詳細な要領ないし手順が整備されていない。そのためこれらの対応を要領等に定め、滞納されている償還金の状況を定期的に把握する必要がある。</p>	債権管理に係る詳細な手順等を定めた要領を策定した。

### 公益社団法人岐阜県森林公社（所管課：治山課）

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
林業就業促進資金貸付金	168	<p><b>【貸付金の算定誤りについて】</b>  当該貸付金残高が過少に算定されているため、平成30年度決算書において修正予定であるが、算定資料上で貸借対照表上の残高と照合できない状況であり、担当者でない確認が容易でない。別の者が算定資料をチェックできるよう内部統制機能を改善されたい。  貸倒引当金の算定ルールの明確化も図られたい。</p>	算定資料を含め複数人（会計担当、事業担当課長、経営課長）でチェックすることにより内部けん制できる体制とした。（平成31年4月1日から） 貸倒引当金の算定ルールについては、（公社）岐阜県森林公社会計処理規程及び同規定取扱細則の「貸倒引当金」欄に明文化した。（平成31年4月1日施行）
機関誌の記載事項（木曾三川水源造成公社と共通）	170	<p><b>【機関誌『森の息吹』記載内容の深度化について】</b>  両公社の森林整備区分及び方針は、分収造林契約者に十分に伝えられていないことから、それが契約地ごと・造林地ごとに異なっていることについて、契約者向け機関誌「森の息吹」に掲載すべきである。</p>	令和元年度10月発行分に森林整備区分及び方針の記事を掲載した。

公益社団法人木曾三川水源造成公社（所管課：治山課）

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
森林資産 情報の注 記	194	<p>【回収能力見込額算定にあたり、分取割合の変更が100%達成したとみなしていることについて】</p> <p>森林資産の回収能力見込額の算定に当たっては、減損処理の判断をより精緻に行うため、当公社と所有者との分取割合を一律に8：2にするのではなく、個々の所有者との現状の契約に応じた割合にすることが必要である。</p>	<p>平成30年度決算資料では契約変更の進捗状況に応じて算出をした。</p>
公益森林 管理事業	197	<p>【水源林見学会の予算について】</p> <p>水源林見学会は、有意義なイベントであるが、赤字が連続するようでは継続実施が困難になるおそれがある。</p> <p>水源林見学会を継続的に実施できるよう、予算の策定にあたっては、主な財源である基本財産利息収入に見合うように計画することが必要である。</p>	<p>基本財産利息収入の範囲内で令和元年度事業計画を作成した。</p>